

## 買物弱者支援促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、予算の定めるところにより、買物弱者支援促進事業実施要領に基づく事業を行う市町村に対し、当該事業の実施に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象経費及び補助率等)

第2条 補助金の交付の対象事業及び交付要件、補助対象経費、補助率並びに補助上限額は別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

### (交付決定)

第4条 規則第6条の規定による補助金等の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第4号様式）によるものとする。

### (補助事業の内容の変更)

第5条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、補助事業の事業費又は事業量の20%を超える増減とする。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第5号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第6号様式）により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

### (申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は交付の決定を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定による状況報告等は、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助事業者等は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第8号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業者等は、補助事業が予定の期間内に完成の見込みがないと認めるときは、速やかに別記第9号様式を知事に提出して、その指示を求めなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第10号様式によるものとする。

2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記第11号様式）
- (2) 収支精算書（別記第12号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第13号様式）により行うものとする。

(補助金の交付)

第10条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第14号様式のとおりとする。

(財産処分の制限等)

第11条 規則第21条の承認を受ける場合は、財産処分等承認申請書（別記第15号様式）により申請するものとする。

2 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1から別表第6までに掲げる資産であって、規則第21条第1号に掲げる財産以外のものとする。

(証拠書類の保管)

第12条 規則第23条の別に定める期間は5年とする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月24日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）  
（補助対象経費及び補助率等）

補助対象事業及び交付要件	補助対象経費	補助率	補助 上限額
(1) 市町村が買物弱者支援を検討するための事業  ※ 買物アクセス困難地域(注)への支援を要件とする。	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、印刷製本費、通信運搬費、備品購入費、その他知事が必要と認める経費	1 / 2 以内	500 千円
(2) 買物弱者対策の導入や拡充等に取り組むための事業			
ア 市町村が「商品を近くに届ける」買物弱者対策に取り組む事業者等に対して行う補助事業  ※ 買物アクセス困難地域(注)への支援を要件とする。	市町村が事業者等に対し、左欄の取組に必要な経費について補助する場合における当該補助に要する経費	市町村が事業者等に対して補助する額の1 / 2 以内	1,000 千円
イ 市町村が買物支援サービス等の情報発信のために行うシステムを構築する事業	委託料、使用料及び賃借料、その他知事が必要と認める経費	1 / 2 以内	1,000 千円

(注) 市町村長が鹿児島県買物アクセスマップ（令和5年3月）及び地域の実態を踏まえ、買物弱者支援が必要と認める地域。